

医事課説明資料

再教育について

- 医師（歯科医師を含む。以下同じ。）に対する現行の行政処分については、
 - ① 行政処分のみでは十分な反省や適正な医業（歯科医業を含む。以下同じ。）の実施が期待できない
 - ② 長期にわたる医業停止処分を受けた者が医業に復帰した場合に、医業停止前の医療技術が維持されていないおそれや、停止期間中の医療技術の進歩を十分に習得できていない懸念があるなどの問題点が指摘されているところ。

- そのため、今回の医師法（歯科医師法）改正においては、行政処分を受けた医師に対し、再教育の受講を義務付ける仕組みを設けることにより、上記のような問題点の解決を図り、国民に対して安全・安心な医療、質の高い医療の確保を図ろうとするものである。

- 再教育の内容としては、倫理研修（医師として必要な職業倫理の習得に係る研修）と技術研修（医師として必要な医学知識・技術の習得に係る研修）があるが、個々の被処分者が受ける再教育の具体的な内容や期間など、再教育制度の運用に係る具体的事項については、追って通知する予定である。

- なお、再教育命令の発出に当たっては、被処分者に対して、あらかじめ弁明の機会を付与しておく必要があるため、各都道府県におかれては、行政処分に係る意見の聴取又は弁明の聴取の際に、併せて再教育命令に係る弁明の聴取を行っていただくよう、特段の御配慮をお願いしたい。

行政処分を受けた医師等に対する再教育の義務付け（医師法等）

国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、処分を受けた者の職業倫理を高め、医療技術を再確認し、能力と適正に応じた医療の提供を促すため、行政処分を受けた医師等に対し再教育の受講を義務付ける。

都道府県による意見聴取または弁明聴取（行政処分）

〔行政処分〕
○医業停止
○戒告
(○再免許)

対象職種：医師、歯科医師、薬剤師、
保健師、助産師、看護師、准看護師

医業停止期間

再教育修了

修了認定を経て、
医籍に記載

都道府県による弁明聴取（再教育）

厚生労働大臣による再教育受講命令

（倫理研修）

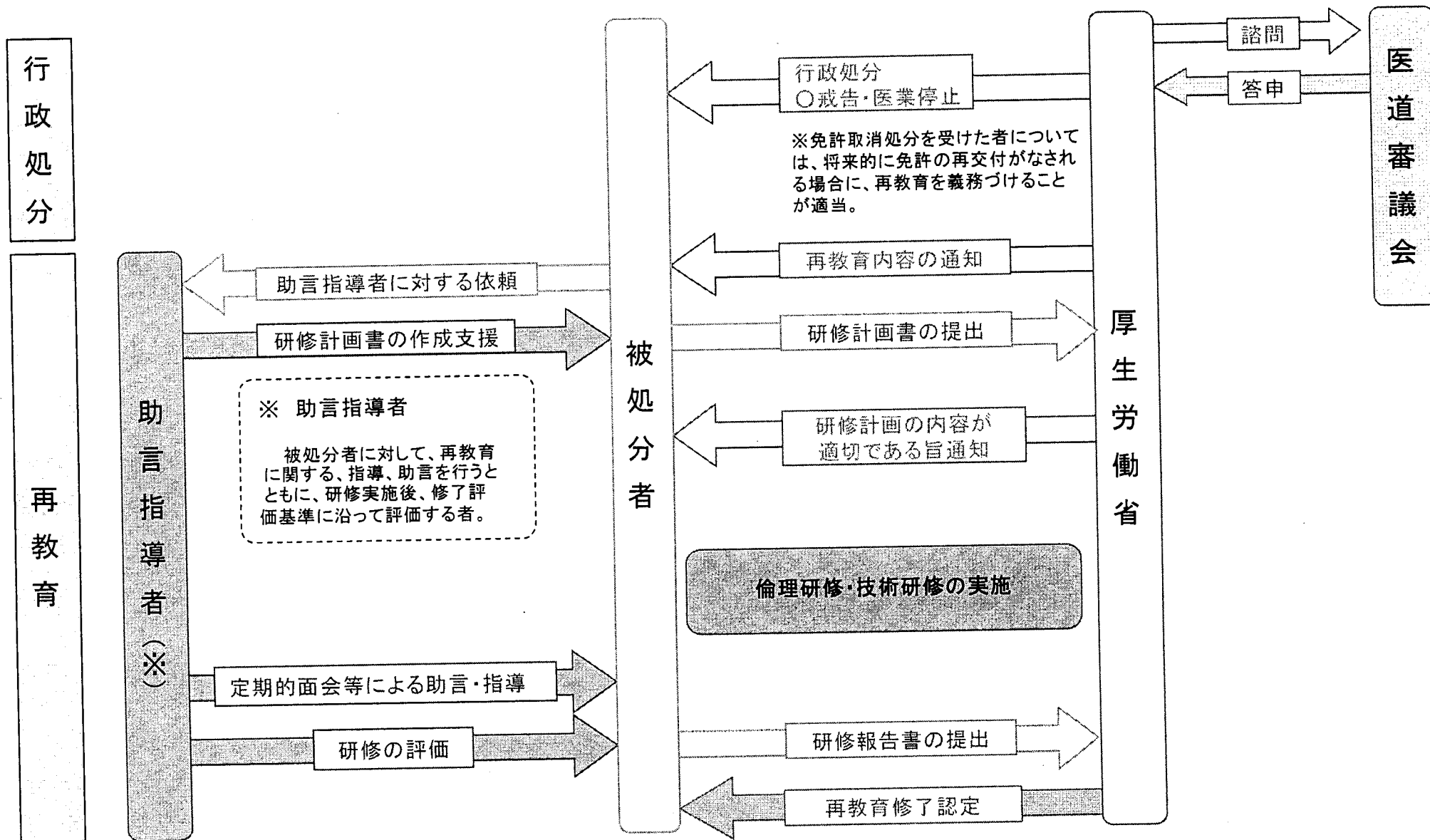
（技術研修）

※行政処分の内容・原因となる行為により、再教育の内容・期間は異なる。

※再教育修了までの間は、病院・診療所の管理者になることができない。

処分の原因となる行為

再教育に当たって想定される手続き(イメージ)



(出典)「行政処分を受けた医師に対する再教育に関する検討会報告書」(一部加工)

臨床修練制度について

- 臨床修練制度の趣旨は、医療研修を目的として来日する外国医師又は外国歯科医師が研修において診療を行うことができる途を開くことにより、その目的を十分に達成することができるよう、医師法第17条及び歯科医師法第17条の特例等を設け、我が国が、医療分野における国際交流の進展と発展途上国の医療水準の向上に一層寄与することを目指すものである。
- 今回の医療制度改革では、この臨床修練制度の対象職種に外国看護師、外国救急救命士等の13職種を追加したところであるが、この改正は対象職種の拡大のみを目的としたものであり、制度の趣旨や、許可の対象となる入国目的（医療に関する知識及び技能の修得を目的として入国すること）、臨床修練指導医による実地の指導監督等の基本的な制度の仕組みは従前のとおりとしている。
- なお、臨床修練制度が、制度の趣旨を逸脱して、医療従事者の確保のための対策として活用されることや、低賃金・劣悪な労働条件の下での労働につながるものがないよう、参議院厚生労働委員会において、附帯決議（下記参照）が採択されたところである。
- 臨床修練制度の趣旨や今回の改正の目的・内容、外国看護師等に係る臨床修練の許可の基準などの臨床修練制度の運用に係る具体的事項については、追って通知する予定であるので、各都道府県におかれては、附帯決議も踏まえ、貴管下医療機関に対する周知等をよろしくお願いしたい。

（参考）参議院厚生労働委員会附帯決議（平成18年6月13日）（抄）

- 二十 臨床修練制度における対象資格の拡大に当たっては、低賃金・劣悪な労働条件の下での労働につながるものがないよう、改正の目的等の周知に努めること。

臨床修練制度の見直しについて（対象資格の拡大）（外国医師等の臨床修練法）

現在、外国人医師・外国人歯科医師のみを対象としている臨床修練制度について、新たに外国人看護師・外国人救急救命士等も制度の対象に加える。

《臨床修練制度の概要》

～外国人看護師等が以下の要件を満たす場合～

- ① 入国目的が医療に関する知識・技能の修得であること
- ② 業務に必要な知識・技能を有すること
- ③ 3年以上の実務経験を有すること
- ④ 臨床修練に支障のない程度に日本語や英語等を使用する能力を有すること
- ⑤ 患者に与えた損害賠償能力を有すること
- ⑥ 外国において業務停止処分等を受けていないこと 等

○ 左記の要件に該当する者が、①～③の条件を満たせば、我が国の免許を取得しなくとも、各資格の業務（看護業務等）を行うことが可能となる。

- ① 厚生労働大臣の許可を受けること。
- ② 厚生労働大臣が指定する病院で行うこと。
※ 外国救急救命士の場合には、救急用自動車等で行う。
- ③ 指導者の指導監督の下に行うこと。

新たに臨床修練制度の対象となる資格

- 外国において以下の医療関係資格に相当する資格を有する者
⇒ 看護師、助産師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、救急救命士